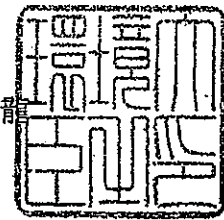


諮問第 301 号
環企発第110209001号
平成 23 年 2 月 9 日

中央環境審議会会長
鈴木基之 殿

環境大臣
松本 龍



小型電気電子機器リサイクル制度及び
使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品の有用金属の再生利用の在り
方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメ
タル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効
利用が期待されている。

有用金属が高濃度に含まれる小型電気電子機器については、現状ではリサイ
クルに係る特別な法制度がなく、リサイクルされずに処分されているものも多
いと想定され、循環型社会の形成を推進する観点から、そのリサイクルの在り
方を検討する必要がある。

また、現行の法制度に基づいて有用金属のリサイクルが行われている製品に
についても、レアメタルを始めとする一部の有用金属は最終処分場に埋め立てら
れるなど有効利用されていない。そのため、使用済製品中の有用金属の再生利
用の在り方についても併せて検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品
の有用金属の再生利用の在り方について貴審議会の意見を求めるものである。